

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第3号

（所 管） 総 務 部 総 務 課

件 名	市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算 第10号)について
提 案 理 由	<p>令和4年度堺市一般会計補正予算（第10号）について、令和5年第1回市議会（定例会）に上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年2月3日、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	令和4年度補正予算（2月補正）について （別紙のとおり）
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）

報告第3号

市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算 第10号)について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとする事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年2月3日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年2月21日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

第1表 歳入歳出予算補正（教育費関係）

歳入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補正額	計	説 明
総 額	12,607,702	299,227	12,906,929	
18 国庫支出金 （教育委員会所管分）	10,065,132	△ 33,959	10,031,173	
2 国庫補助金 （教育委員会所管分）	984,929	△ 33,959	950,970	
6 教育費国庫補助金 （教育委員会所管分）	984,929	△ 33,959	950,970	
小学校費補助金	113,646	8,735	122,381	学校施設環境改善交付金 △ 44,590 特別支援教育就学奨励費補助金 △ 9,000 学校保健特別対策事業費補助金 62,325
中学校費補助金	45,734	31,275	77,009	学校保健特別対策事業費補助金 31,275
高等学校費補助金	449	1,350	1,799	学校保健特別対策事業費補助金 1,350
幼稚園費補助金	3,176	600	3,776	こどもの安心・安全対策事業費補助金 600
特別支援学校費補助金	0	8,600	8,600	学校保健特別対策事業費補助金 2,200 こどもの安心・安全対策事業費補助金 6,400
社会教育費補助金	611,593	△ 84,519	527,074	放課後児童対策事業補助金 △ 84,519
19 府支出金 （教育委員会所管分）	533,581	△ 58,029	475,552	
2 府補助金 （教育委員会所管分）	533,581	△ 58,029	475,552	
8 教育費府補助金 （教育委員会所管分）	533,581	△ 58,029	475,552	
社会教育費補助金	528,040	△ 58,029	470,011	放課後児童対策事業補助金 △ 58,029
20 財産収入 （教育委員会所管分）	6,506	359,501	366,007	
2 財産売払収入 （教育委員会所管分）	39	359,501	359,540	
1 不動産売払収入 （教育委員会所管分）	0	359,501	359,501	
土地・建物売払収入	0	359,501	359,501	市有地等売却代 359,501
21 寄附金 （教育委員会所管分）	19,000	291,992	310,992	
1 寄附金 （教育委員会所管分）	19,000	291,992	310,992	
7 教育費指定寄附金 （教育委員会所管分）	19,000	291,992	310,992	
教育総務費指定寄附金	19,000	291,992	310,992	奨学等基金指定寄附金 146,992 子ども教育ゆめ基金指定寄附金 145,000
24 諸収入 （教育委員会所管分）	913,483	△ 77,778	835,705	
6 雑収入 （教育委員会所管分）	913,470	△ 77,778	835,692	
3 雑収入	913,470	△ 77,778	835,692	
徴収金収入	910,800	△ 77,778	833,022	放課後児童対策事業一部負担金 △ 77,778
25 市債 （教育委員会所管分）	1,070,000	△ 182,500	887,500	
1 市債 （教育委員会所管分）	1,070,000	△ 182,500	887,500	
8 教育債 （教育委員会所管分）	1,070,000	△ 182,500	887,500	
小学校債	760,400	△ 184,600	575,800	校舎等整備事業債 △ 184,600
幼稚園債	0	2,100	2,100	園舎等整備事業債 2,100

科 目	補正前の額	補正額	計	説 明
10 教 育 費 (教育委員会所管分)	62,099,384	△ 368,688	61,730,696	
1 教育総務費	15,785,492	293,198	16,078,690	
3 学校指導費	4,177,512	1,206	4,178,718	体力向上・部活動推進事業 1,206
需用費	75,176	1,206	76,382	
6 諸 費	38,497	291,992	330,489	教育振興 146,992
積立金	18,000	291,992	309,992	教育振興(総務課) 145,000
2 小学校費	26,314,995	△ 395,350	25,919,645	
1 学校管理費	20,524,378	124,650	20,649,028	小学校管理運営事業(学校管理課) 124,650
需用費	2,185,325	89,220	2,274,545	
役務費	76,885	1,385	78,270	
委託料	754,785	2,900	757,685	
備品購入費	93,335	31,145	124,480	
3 教育振興費	483,433	△ 220,000	263,433	小学校教育振興事業 △ 220,000
扶助費	483,433	△ 220,000	263,433	
4 学校建設費	1,758,526	△ 300,000	1,458,526	小学校施設等整備事業 △ 300,000
工事請負費	1,486,841	△ 300,000	1,186,841	
3 中学校費	12,628,290	62,550	12,690,840	
1 学校管理費	11,760,254	62,550	11,822,804	中学校管理運営事業(学校管理課) 62,550
需用費	863,501	44,628	908,129	
役務費	43,169	695	43,864	
委託料	686,073	1,600	687,673	
備品購入費	45,756	15,627	61,383	

科 目	補正前の額	補正額	計	説 明
4 高等学校費	951,689	2,700	954,389	
1 学校管理費	930,674	2,700	933,374	高等学校管理運営事業（学校管理課） 2,700
需用費	72,737	1,695	74,432	
役務費	2,531	30	2,561	
委託料	16,378	300	16,678	
備品購入費	3,691	675	4,366	
5 幼稚園費	469,160	600	469,760	
1 幼稚園管理費	440,660	600	441,260	幼稚園管理運営事業（学校管理課） 600
備品購入費	2,224	600	2,824	
6 特別支援学校費	1,707,774	10,800	1,718,574	
1 特別支援学校管理費	1,675,452	10,800	1,686,252	特別支援学校管理運営事業（学務課） 6,400
需用費	79,833	2,680	82,513	特別支援学校管理運営事業（学校管理課） 4,400
役務費	2,693	45	2,738	
委託料	68,126	600	68,726	
備品購入費	7,159	7,475	14,634	
7 社会教育費	4,241,984	△ 343,186	3,898,798	
3 青少年教育費	2,809,730	△ 343,186	2,466,544	放課後児童対策事業 △ 211,933
委託料	2,855,370	△ 343,186	2,512,184	放課後子ども総合プラン事業 △ 131,253

第2表 繰越明許費補正（教育費関係）

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費			254,000
	2 小学校費		125,000
		小学校管理運営事業	125,000
	3 中学校費		113,000
		中学校管理運営事業	63,000
		中学校施設等整備事業	50,000
	4 高等学校費		3,000
		高等学校管理運営事業	3,000
	5 幼稚園費		1,000
		こども安心・安全対策支援事業	1,000
	6 特別支援学校費		12,000
		こども安心・安全対策支援事業	7,000
		特別支援学校管理運営事業	5,000

第4表 地方債補正（教育費関係）

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正前
	限度額	限度額
小学校校舎等整備事業	760,400	575,800

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額
幼稚園園舎等整備事業	2,100

令和4年度補正予算(2月補正)

《第1表 歳入歳出予算補正(教育費関係)》

歳入

■国庫支出金	▲33,959千円
--------	-----------

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ●学校建設事業に係る補助金 | ▲44,590千円 |
| ●感染症対策等の学校教育活動継続支援に係る補助金 | 97,150千円 |
| ●こどもの安心・安全対策事業費に係る補助金 | 7,000千円 |
| ●放課後児童対策事業に係る補助金 | ▲84,519千円 |

など

■府支出金	▲58,029千円
-------	-----------

- | | |
|------------------|--|
| ●放課後児童対策事業に係る補助金 | |
|------------------|--|

■財産収入	359,501千円
-------	-----------

- | | |
|-----------|--|
| ●市有地等売却代金 | |
|-----------|--|

■寄附金	291,992千円
------	-----------

- | | |
|-----------------|-----------|
| ●奨学等基金指定寄附金 | 146,992千円 |
| ●子ども教育ゆめ基金指定寄附金 | 145,000千円 |

■諸収入	▲77,778千円
------	-----------

- | | |
|-------------------------|--|
| ●放課後児童対策事業等に関する保護者一部負担金 | |
|-------------------------|--|

■市債	▲182,500千円
-----	------------

- | | |
|------------------|--|
| ●建設費の入札差金等による減など | |
|------------------|--|

歳 出

■新型コロナウイルス感染症対策に係る経費 1,206千円

- 新型コロナウイルス対策に係る経費について、地方創生臨時交付金を活用するために補正予算計上を行うもの(水泳授業において使用する教員用マスクの購入)

■国の補正予算への対応 201,300千円

- 学校園で必要な感染対策物品購入等を行うもの 194,300千円
- 幼児等の所在の確認を確実にする安全装置の整備を行うもの 7,000千円

■その他経費 291,992千円

- 基金への寄附が当初より増加する見込みとなったため、収入に応じた寄附金を基金へ積み立てるため増額補正するもの
 - ・奨学等基金積立金 146,992千円
 - ・子ども教育ゆめ基金積立金 145,000千円

■財源調整のための減額補正 ▲863,186千円

- 決算見込を踏まえ、財源調整のため減額補正を行うもの
 - ・放課後児童対策事業において加配指導員の実績が予定を下回ったことによる減
 - ・学校園建設費の入札差金等による減
 - ・就学援助費等において給食費無償化にかかる歳出の減

《第2表 繰越明許費補正(教育費関係)》(翌年度へ繰り越すための予算措置)

■小学校管理運営事業	125,000千円
■中学校管理運営事業	63,000千円
■中学校施設等整備事業	50,000千円
■高等学校管理運営事業	3,000千円
■こども安心・安全対策支援事業	8,000千円
■特別支援学校管理運営事業	5,000千円

- ・国の補正予算を活用して、学校園で必要な感染対策物品購入等を行うもの
- ・国の補正予算を活用して、幼児等の所在の確認を確実にする安全装置の整備を行うもの
- ・晴美台中学校受変電設備改修について、設備に使用される部品である半導体等の需給が世界的に逼迫している影響に伴い、当初の想定よりさらに工期が長期化し、年度内での事業完了が困難な状況となったもの

《第4表 地方債補正(教育費関係)》

■小学校校舎等整備事業	▲184,600千円
■幼稚園園舎等整備事業	2,100千円

- 建設費の入札差金等による減及び、地方債が充当可能となった経費について、地方債の限度額を補正するもの